

宮崎県地域環境保全功労者等表彰実施要領

平成7年3月23日
宮崎県環境森林課

1 目的

環境保全、環境美化又は循環型社会形成推進等に特に顕著な功績のあった県内の者(企業、団体、地区を含む。以下同じ。)に対し、その功績を讃え表彰することにより、県民の環境保全、環境美化及び循環型社会形成推進等に対する関心と理解を深める。

2 表彰者

知事とする。

3 表彰の対象

次の各号に掲げる功労者とし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者とする。ただし、同一の功績について、過去に県又は国より表彰を受けた者については、原則として対象としない。

(1) 地域環境保全功労者

多年にわたり、環境保全に関する普及啓発、調査研究を行うなど、地域又は地球の環境保全に多大な功績のあった者

(2) 地域環境美化功労者

多年にわたり、緑化、浄化、清掃等の実践的活動を行うなど、地域の環境美化に多大な功績のあった者

(3) 循環型社会形成推進功労者

多年にわたり、先駆的又は独創的な取組により、循環型社会の形成に顕著な成果を上げるなど、循環型社会形成の推進に多大な功績のあった者

(4) 一般廃棄物関係事業功労者

多年にわたり、一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、一般廃棄物の適正処理の確保に多大な功績のあった者又は一般廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に多大な功績のあった者

(5) 産業廃棄物関係事業功労者

多年にわたり、産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、産業廃棄物の適正処理の確保に多大な功績のあった者又は産業廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に多大な功績のあった者

(6) 浄化槽関係事業功労者

多年にわたり、浄化槽の設置、保守点検、清掃又は製造等の事業に従事し、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進若しくは浄化槽の普及又は浄化槽の機能の向上に多大な功績のあった者又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に多大な功績のあった者

(7) 廃棄物・浄化槽研究開発功労者

多年にわたり、廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正処分又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理に関する研究開発において、学術的及び実用的に広範かつ有益な成果を上げ、その成果によって廃棄物処理事業又は浄化槽関係事業の発展に多大な功績のあった者

4 表彰の対象となる活動期間

(1) 個人にあつては、おおむね7年以上の活動期間の者

(2) 企業、団体、地区にあつては、おおむね5年以上の活動期間の者

ただし、3(4)、(5)及び(6)において、その活動を業とする者(従業員も含む。)にあつては、概ね20年以上の活動期間の者

5 表彰の件数

概ね 15 件を上限とする。

6 表彰の方法

表彰状及び記念品を授与する。

7 表彰の時期

県が決定する。

8 表彰候補者の推薦

(1) 自薦又は他薦とする。

(2) 自薦にあつては、自薦者が県に別に定める様式の功績調書を提出するものとする。

(3) 他薦にあつては、本庁関係課長、関係出先機関の長、県内市町村長、宮崎県環境審議会委員及び知事がこれらの者と同等と認める者が、県に別に定める様式の功績調書を提出するものとする。

(4) 功績調書の提出先は、環境森林課とする。

(5) 環境森林課は、提出のあった功績調書について、必要に応じて関係課に対し内容の確認を依頼する。

・ 3(3)、(4)、(5)の推薦にあつては、循環社会推進課

・ 3(6)の推薦にあつては、環境管理課

・ 3(7)の推薦にあつては、廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正処分に関する研究開発の場合は循環社会推進課、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理に関する研究開発の場合は環境管理課

(6) 環境森林課は、提出のあった功績調書について、必要に応じて推薦者又は被推薦者に対し内容確認のためのヒアリングを実施する。

9 被表彰者の決定

8により推薦された者の中から、活動内容、活動期間、活動頻度などを考慮し、別に定める選考委員会で選考した上で決定する。

附 則

1 この要領は、平成7年3月23日より施行する。

2 地域環境美化功労者表彰実施要領（昭和55年定め）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成14年1月29日より施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月25日から施行する。